

ロータリー米山記念奨学事業の基礎知識

—— 寄付金・財政編 ——

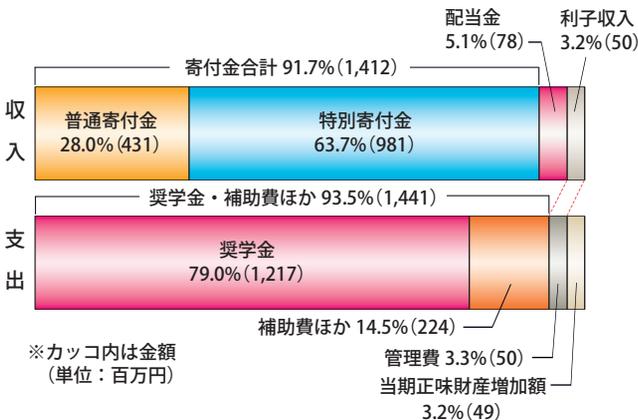
★ 寄付金を奨学事業に活用しています

2018 - 19年度の寄付金収入は14億1,157万円(前年度14億3,381万円)と、前年度から約2,000万円の減少となりました。個人平均寄付額(寄付総額を会員数で割った額)は1万5,828円(前年度1万6,068円)でした。財団設立50周年を迎えた前年度と比較すれば、やや減少したものの、ほぼ変わらぬご支援をいただきました。

いただいた寄付のほとんどは奨学金に、そのほか奨学生・学友関係費、地区・世話クラブへの補助費、事業部門の事務局人件費などの事業費に使われています。

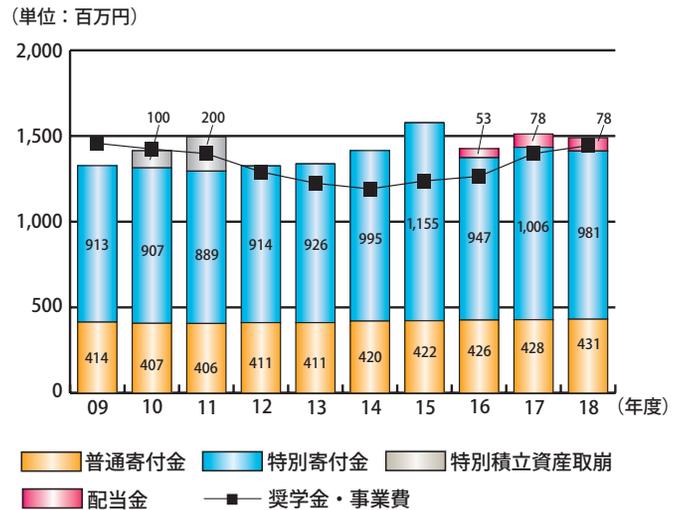
2018 - 19年度の事業費は14億4,050万円でした。この5年間は毎年、奨学生採用数を増やしており、それに付随して奨学金などの支出が増加しましたが、その一方で、補助費をはじめ費用の見直しを行い、経費削減にも努めています。来年4月の採用枠は、さらに10人増の860人枠とし、奨学事業安定積立資産(余剰金の積み立て)からも使用する予定です。

寄付金の使途(2018 - 19年度決算)



当奨学会では、財政の健全性・透明性確保に十分配慮しています。内部監査に加え、公認会計士による外部監査として、公正な立場から毎月全伝票のチェックを受けています。決算報告と詳細な計算書類は、毎年ホームページ上で公開しているほか、9月下旬までに全クラブへ送付しています。

寄付金と奨学金・事業費推移(09-10～18-19年度)



★ “税額控除” が選択できます

当奨学会へご寄付をいただくと、個人の所得税や一部の住民税、法人寄付の場合は法人税が軽減されます。特別寄付をしていただいた個人・法人には、金額にかかわらず、確定申告用の領収証をお送りします。普通寄付金についても、クラブからの申請と会員氏名のデータ提供があれば、申告用領収証を発行します。

当奨学会は寄付金の「税額控除」適用法人であり、確定申告の際に「所得控除」か「税額控除」のどちらか有利な方を選択することができます。税額控除は、寄付額の約40%の金額が所得税額から控除されるもので、所得控除よりも控除額が大きくなる場合があります。この

寄付の種類

当会への寄付金には「普通寄付金」と「特別寄付金」の2種類があります。いずれも使い道は同じです。

■ **普通寄付金**: 各クラブが決めた金額×会員数分を国内全クラブから納入いただいているもので、安定財源として必要です。**2018年度平均: 4,828円**

■ **特別寄付金**: 個人、法人、クラブからの任意の寄付金で、金額は自由です。一定金額に達するごとに表彰制度があります。**2018年度平均: 1万1,000円**

今月の「よねやまだより」は、前号に続いて「ロータリー米山記念奨学事業の基礎知識」の寄付金・財政編です。寄付者の皆さまにとって、「寄付金がどのように使われているのか」は、最も気になることではないでしょうか。そのため、当会では毎年本誌9月号にて、前年度の収支決算と寄付金の状況を報告しています。また、所得税・法人税などの税制優遇制度、地区における寄付増進の取り組み事例についてお知らせします。



ほか、東京都にお住まいの方は、個人住民税の寄付金控除も合わせて受けることができます。

法人からの特別寄付については、一般の寄付金損金算入限度額とは別枠で損金算入でき、これによって、法人税額が軽減されます。確定申告の際は、ぜひこうした寄付のメリットをご活用ください。

★奨学生数は寄付額と連動しています

米山奨学生の採用数はほぼ寄付額で決まります。全体の寄付が増えれば全国の採用数が増えます。地区割当数は寄付実績から4つの要素、①年間寄付総額：50%、②個人平均寄付額：30%、③特別寄付者割合：10%、④有資格者数（地区内で対象となる留学生数）：10%の対全国比で算出します。つまり、これらの要素が他地区より増えれば、その地区の採用枠が増えます。なかでも「個人平均寄付額」は、地区の規模に左右されることなく、寄付増進の成果が反映される指標の一つです。

2018 - 19年度の個人平均寄付額の伸び率全国トップは、第2700地区（福岡県・長崎県・佐賀県）で、前年度から平均3,000円以上も上昇。加えて注目しているのは、特別寄付者割合です。当会で統計を取り始めた06 - 07年度以降、平均10%にも及ばなかった状況から一気に25%にまで上昇し、会員の4人に1人が特別寄付をするという結果になりました。

これについて地区米山奨学委員長の吉田知弘氏は、「国内で断トツの最下位が定位置、これをどう打開するかが積年の課題だった。パストガバナーであり米山の理事を

務める安増惇夫さんが、そのための素地を地道に作り上げてくれた」とした上で、各クラブへの卓話では、「米山への寄付は一括10万円ではなく、100円でも10円でも良い」「寄付は累積され、年度ごとにリセットされるわけではない」と繰り返し訴えました。

具体的な仕掛けとして準備したのは、各会員への“月謝袋”。好きな金額を好きなタイミングで袋に入れて提出し、はんこをもらうというもの。貯まっていく印を眺めるうちに不思議と集めたくなる心理が働き、もうちょっと……、あと〇〇円で切りが良くなる……と、意欲が湧くのだそうです。実際、特別寄付をする会員割合が50%以上のクラブは6クラブから15クラブになり、100%を達成するクラブも現れ、地区全体の寄付総額は1,000万円以上増えました。そこには「全国でうちの地区だけが寄付のマインドが低いわけがない」「もっと地区割当数が多ければ、優秀な子を落とさずに済むのに」という、委員たち共通の気持ちがありました。「長年動かなかった数字がついに動いた。今後も地道に歩みを進めるだけです」と、吉田氏は話しています。

ロータリー米山記念奨学事業は、平和への人づくりです。外国人留学生との心のつながりを世界平和の礎とすべく、皆さまのご支援をよろしく願いいたします。

ロータリー米山記念奨学会事務局

米山記念奨学事業、または“よねやまだより”についてのご意見を、当奨学会まで、ぜひお寄せください。

Tel. 03-3434-8681 Fax. 03-3578-8281

Eメール：mail@rotary-yoneyama.or.jp

紺綬褒章の対象となる、公益団体に認定されました

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会は昨年、内閣府賞勲局から「紺綬褒章」の公益団体認定を受けました。紺綬褒章とは、公益のために私財を寄付し功績顕著なる方々に対し、天皇陛下から授与される栄典です。これにより、2018（平成30）年9月12日以降、個人の場合は500万円以上、団体・企業などは1,000万円以上を当会へ寄付していただき、定められた条件を満たした場合に、紺綬褒章の授与と申請の対象となります。あらかじめ、申し出ていただいた場合には、分納による寄付も可能です（分納期限に制限はありません）。詳しくは、米山記念奨学会事務局までお問い合わせください。



写真出典：内閣府ホームページから